

特定事業所集中減算（令和7年度）

取扱い

I 特定事業所集中減算について

毎年度2回、判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護（以下「訪問介護サービス等」という。）のそれぞれについて、最もその紹介件数の多い法人を位置づけた居宅サービス計画の割合が80%を超えた場合であって、正当な理由がない場合は、当該居宅介護支援事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援の全てについて、1月につき200単位/件が所定単位数から減算が適用される。

根拠：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第36号）

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（費用算定基準）

II 減算の要件

1 判定期間と減算適用期間

	判 定 期 間	その他正当な理由がある 場合の申出期限	減算適用期間
前期	3月1日～8月末日	7月31日	10月1日～3月31日
後期	9月1日～2月末日	1月31日	4月1日～9月30日

2 減算の要件

判定期間に作成された居宅サービス計画について、訪問介護サービス等のそれぞれのサービスにおいて、最も多く居宅サービス計画に位置付けられている法人を「紹介率最高法人」といい、紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画の割合が以下の計算式で80%を超えた場合に、減算が適用される。

（計算式）

（例）訪問介護の場合

訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数 ÷ 訪問介護を位置付けた計画数

3 正当な理由

上記計算式で判定した割合が80%を超えた場合は、特定事業所集中減算を適用する。正当な理由がある場合は、その理由を個別に判断するので報告様式に記入して報告すること。別紙【正当な理由について】の①～④（通所介護と地域密着型通所介護は①～④及び⑥）に該当する場合は、正当な理由があるとして減算対象外とする。

原則これら以外の理由は認めないが、その他の理由により80%を超える場合は、あらかじめ必要な書類（別紙の⑤を参照）を添えて申し出ること。

（別紙【正当な理由について】は東近江市ホームページからダウンロードできます。）

Ⅲ 書類の作成及び市への報告について

全ての居宅介護支援事業所は、次による各様式を作成し、該当する様式を東近江市福祉部長寿福祉課へ提出すること。

なお、この報告に係る書類、関係資料等は、必ず5年間は保存しておくこと。

1 作成する様式

- ・（様式1）「居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算報告様式」
- ・（様式2）「居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算判定様式」
- ・作業様式

※ 各様式は、東近江市ホームページに掲載する。

※ 作業様式で、月ごとに給付管理を行った利用者の利用事業者を整理し、その結果を様式1、様式2に記入すること。

2 提出する様式

- (1) 紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画の割合が 80%を超えていない 場合
 - ・（様式1）
- (2) 紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画の割合が 80%を超えている 場合
 - ・（様式1）
 - ・（様式2）のうち、80%を超えているサービス

3 提出期限

前期分：令和7年9月17日（水）【必着】

後期分：令和8年3月18日（水）【必着】

（お問合せ）

東近江市福祉部長寿福祉課

〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号

電話：0748-24-5678 IP：050-5801-5678

Mail：chojufu@city.higashiomi.lg.jp

【正当な理由について】

以下の点について個別の状況に応じて判断する。

- ① 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等がサービスごとで見た場合に5事業所未満である場合など、サービス事業所が少数である場合

- ・通常の事業の実施地域は、毎年度4月1日時点で設定している地域とする。
(4月2日以降に新規指定された事業所は、指定日時点で設定している地域とする。)
- ・事業所数は、判定期間初日時点(前期:3月1日、後期:9月1日)の数で判断する。
- ・無条件で認めるのではなく、事業所が設定した事業実施地域が適正であるか、事業所のサービス提供の実態とかけ離れていないかを個別に判断する。

(例) 訪問介護事業所として4事業所、通所介護事業所として10事業所が所在する地域の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置づけた割合が80%を超えても減算は適用されないが、通所介護について80%を超えた場合には減算が適用される。

(例) 訪問介護事業所として4事業所、通所介護事業所として4事業所が所在する地域の場合は、訪問介護及び通所介護それぞれについて紹介率最高法人を位置づけた割合が80%を超えた場合でも減算は適用されない。

- ② 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合

- ・当該居宅介護支援事業所が「県内における特別地域加算の対象地域」

- ③ 事業所が小規模である場合

- ・判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合

- ④ サービスの利用が少数である場合

- ・判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下である場合

(例) 訪問介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均5件、通所介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均20件の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置付けた割合が80%を超えても減算は適用されないが、通所介護について80%を超えた場合には減算が適用される。

- ⑤ その他正当な理由と市長が認めた場合

- ・やむを得ず80%を超えると見込まれる場合には、あらかじめ東近江市長寿福祉課に必要書類(※)を添えて申し出ること。
- ・ヒアリング等による確認により総合的に判断する。

※提出する書類：

- (1) 様式 1 「居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算報告様式」
- (2) 様式 2 「居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算判定様式」
(紹介率が 80%を超えるサービスのみ)
- (3) 様式 3 「居宅介護支援費の算定にかかる特定事業所集中減算に関する「その他正当な理由」の申出について」

《通所介護と地域密着型通所介護のみ》

- ⑥ 通所介護と地域密着型通所介護を区分せず従来どおり算定すると 80%を超えない場合。
- ・根拠となる算定結果を添付すること。

【参考】

- ・ 特定事業所集中減算における「通所介護・地域密着型通所介護」の取扱いについて
平成 28 年 5 月 30 日付厚生労働省老健局振興課 Q & A

(問) 平成 28 年 4 月 1 日から特定事業所集中減算の対象サービスとして地域密着型通所介護が加わったところであるが、平成 28 年 4 月 1 日前から継続して通所介護を利用している者も多く、通所介護と地域密着型通所介護とを分けて計算することで居宅介護支援業務にも支障が生じると考えるが、減算の適用有無の判断に際して柔軟な取扱いが可能か。

(回答) 平成 28 年 4 月 1 日以降平成 30 年 3 月 31 日までの間に作成される居宅サービス計画について特定事業所集中減算の適用を判定するに当たっては、通所介護及び地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）のそれぞれについて計算するのではなく、通所介護等のいずれか又は双方を位置付けた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等について最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算することとして差し支えない。

- ・ 平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 1) (平成 30 年 3 月 23 日)

(問) 平成 28 年 5 月 30 日事務連絡「居宅介護支援における特定事業所集中減算（通所介護・地域密着型通所介護）の取扱いについて」（介護保険最新情報 Vol. 553）において、特定事業所集中減算における通所介護及び地域密着型通所介護の紹介率の計算方法が示されているが、平成 30 年度以降もこの取扱いは同様な。

(回答) 貴見のとおりである。